

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月27日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第7号（その1）及び様式第7号（その2）に次のように加える。

（定款契約の表示）静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）が契約の内容となります。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の静岡市水道事業給水条例等施行規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。